

〔短報〕

地域営農の主体的革新と共同学習 ～道東畑作地帯 A 町における共同法人の設立動向を事例として～

岡田 直樹

本道の畑作条件不利地では、農政の変化のもとで、農業経営間で様々な形で共同し地域営農を維持しようとする“地域営農の主体的革新”の動きがみられる。本報告では、地域営農の主体的革新が特定の町村に集中する理由を解析した。ここでは、農家を中心に関連機関をも含めた“地域農業の共同学習”により、地域との関係性を重視した農家の意思決定、関係機関の誘導施策や支援措置制定、及び農家と関係機関の協調的行動の基盤形成が導かれることを要因として整理した。

緒 言

1985年以降の農業政策の転換は、本道の畑作条件不利地域に強く影響した。畑作物支持価格の引き下げや直接所得保障への移行のもとで農業所得は低迷し、兼業機会の乏しい地域条件とあいまって離農を増大させた。ここでは、国政にかわり、地域営農の存続に向けた地域独自の対応が重要となるが、基礎自治体やJAでは、財務基盤の弱さや経験の乏しさのゆえに取組には限界がみられる。一方、個別経営のいきづまりに対し、経営間で様々な形で共同化を進め地域営農を維持しようとする、いわば地域営農の“主体的革新”の動きが見られる(1)(2)。さらに、主体的革新は、しばしば特定の町村に集中して立ち現れることが知られる。本稿の目的は、こうした主体的革新がなぜ特定の町村に集中するのか、その要因を検討することにある。ここから、地域営農の再構築に向けて、主体的革新を率先して導くための条件を考察する。

試験方法

本報告では、事例として、1999年以降、畑作共同法人の設立が相次いだ網走管内A町をとりあげる。はじめに、網走地方におけるA町の位置づけと、畑作共同法人の設立状況を概観する。次に、畑作共同法人の設立はどのような条件下で進んだのか、1990年代の地域農業の状

況及びそこでみられた特筆的取り組みを整理する。また、A町での共同法人設立の特徴を確認するとともに、設立に対するJAや役場の対応をみていく。このもとで、畑作共同法人の設立が進んだ要因を分析し、考察を加える。

結 果

1. 事例：A町

(1) A町の位置づけと畑作共同法人の設立状況

1) A町の位置づけ

A町は、網走管内の、畑作の条件不利地にある。例えば、畑作地帯を代表する斜網地方と比べると、小麦の生産性は斜網地方404kg/10aに対しA町324kg/10aと低く、また一戸当たり農業生産所得は斜網地方の平均897万円に対し624万円にとどまる(いずれも1991～2000年平均)。すなわち、不作や価格低下が、経営維持困難化に直結しやすい地域といえる。

2) 畑作共同法人の設立状況

A町では、1999～2006年にかけて5つの共同法人(a～e共同)が設立された。これらはすべて畑作物を基幹とする。これら畑作共同法人の概要を表1に示す。

(2) 畑作共同法人設立の背景

1) 1990年代の地域状況

A町では、1992～1996年まで冷災害が連続し、1985年以降の畑作物価格の引き下げと相まって農家経済は極度に悪化した。1995～2000年には、一戸当たり負債額が3,000万円を超え、離農率は平均5.1%に達した。また、多発する離農のもとで農地継承が困難化し、負債を負った農地が不良債権となりJAの財務状況は極度に悪化した。

2009年8月11日受理

北海道立中央農業試験場(現:北海道立根釧農業試験場, 086-1135 標津郡中標津町)

E-mail:okadana@agri.pref.hokkaido.jp

表1 畑作共同法人の概要

名称	設立年	参画戸数人数	経営形態	経営面積	主 要 作 物
a共同	1999	4戸8名	畑作野菜	170ha	小麦, てん菜, 馬鈴しょ, たまねぎ, スイートコーン
b共同	2001	3戸7名	畑作野菜	107ha	小麦, てん菜, 馬鈴しょ, 豆類, たまねぎ, にんじん
c共同	2004	3戸5名	野菜畑作	44ha	たまねぎ, 小麦, てん菜, 豆類, にんじん
d共同	2005	6戸12名	畑作野菜	172ha	小麦, てん菜, 馬鈴しょ, 豆類, たまねぎ, にんじん
e共同	2006	2戸3名	畑作野菜	55ha	小麦, てん菜, 馬鈴しょ, 豆類, たまねぎ

2) 1990年代の特筆的取り組み

1990年代には、農家やJAの経済的不振を背景に、二つの特筆される取り組みがみられる。

第一は、“農業振興プロジェクト”であり、1995～1996年にかけて、役場やJAの関与のもとで、農家の若手リーダー格19名により、町内農業の現状解析と振興施策立案がなされた。ここでは、地域農業振興に向けて、農家、地区、JA、町は何をすべきかが提案されている。

第二は、農業振興計画策定(1999年)にあわせた農家のJA運営への直接参画であり、“本当に足腰の強い地域を育てる計画”の立案とその実行が重要との認識から、計画策定や、毎年の達成度評価と計画見直しに、農家(JA役員及び生産部会長)の関与が強化された。こうしたことは、同時に農家が地域実態を知る契機となった。

(3) 畑作共同法人設立の特徴と支援・誘導状況

1) 畑作共同法人設立の特徴

A町の畑作共同法人設立には、特に次の特徴がみられ

る。第一に、設立はリーダー農家を中心に進められたが、リーダー農家は、農協役員や農協の法人担当者の親戚、あるいは農業振興プロジェクト会議のメンバーであった。第二に、リーダー農家は、従前から機械共同所有、共同作業、あるいは共同畑管理を行うフォロワー農家とともに共同法人を設立した。第三に、フォロワー農家には負債整理対策農家など営農持続の困難な者が含まれ、リーダー農家の共同法人設立目的は、こうした農家の離農抑止に主眼がおかれていた(表2)。

2) JA及び役場による設立支援・誘導状況

JA及び役場では、畑作共同法人の設立動向に呼応したすばやい対応がみられる。まず、1999年のa共同の設立にあわせて、共同法人の設立支援制度を制定した。JAでは法人担当職員の配置と諸手続の代行及び出資減額措置の設定を行い、役場では設立時の100万円の定額助成、固定資産税相当額の交付(5年間)、借地料の1/2補助(上限10,000円/10a, 2年間)、借入資金の一部利子補給を行った。さらに、JAや役場の担当職員は、畑作共同法人の設立が必要と見られる地区のJA役員に対

表2 リーダー農家とフォロワー農家の状況

法人名	a共同	b共同	c共同	d共同
リーダー農家の属性	・農業振興プロジェクト会議メンバーを含む。 ・農協担当者の実家を含む	・JA副組合長	・JA理事を含む	・JA幹事を含む ・農協担当者の親戚を含む
リーダー農家における農業生産法人化の目的	負債整理対策経営の離農抑止(これまで機械すべてを共同所有しており、経営数減少により現在の経済性確保と営農持続が難しくなるとみられたこと。個別では新たな作物導入に向けた投資が難しいこと)	負債整理対策経営の離農抑止(小麦の収穫共同体制の維持ができなくなることで、農家戸数減少による後継者の営農意欲の持続困難化が懸念されたこと)	労働力の足りない経営の離農抑止(戸数が減少すると、高額なたまねぎ用機械の導入や共同畑の合理的運営が難しくなると見られたこと)	離農に伴う地区の農地の吸収活用。作業効率化と高い経済性の実現による離農抑止(先行する農業生産法人の成功)
フォロワー農家の属性(リーダー農家との関係)	機械施設の完全共有、共同畑保有	共同作業(小麦収穫乾燥)	離農跡地を共同畑化(1993)	離農跡地を共同畑化(2002)
負債整理対策農家数/構成農家数	2/4	2/3	1/3	3/6

表3 畑作共同法人化に向けたJA，役場の働きかけ

法人名	a共同	b共同	c共同	d共同
リーダー農家への意識付け	(必ずしも明瞭ではない)	リーダー農家への共同法人化の必要性提案	(必ずしも明瞭ではない)	リーダー農家への共同法人化の必要性提案
設立に向けた主な支援活動	①法人設立の具体的な手続きの紹介や代行	①地区の担い手や農地動向の予測実施 ②各経営の家族・経営状況、負債の状況等提示 ③共同法人化に伴う経済的シミュレーション ④法人設立の具体的な手法紹介(講習会開催)	①各経営の家族・経営状況、負債の状況等提示 ②共同法人化に伴う経済的シミュレーション ③法人設立の具体的な手法紹介(講習会開催)	①地区の担い手や農地動向の予測実施 ②各経営の家族・経営状況、負債の状況等提示 ③共同法人化に伴う経済的シミュレーション ④法人設立の具体的な手法紹介(講習会開催)

し、設立に向けた働きかけを積極的に行った。これは、「一緒に飲んだとき」などインフォーマルな機会も含めて、地区の問題などの議論を深める中で進められている。ここでは、JA や役場の担当職員は、農家リーダーとともに共同法人化を進める駆動力の一翼を担うものといえる(表3)。

2. 分析：畑作共同法人設立進展の要因

A町では、1990年代の農家経済の不振と離農増大のもとで、地域営農の再編に迫られていた。これに対し、1999年以降、畑作共同法人の設立が相次いだ。畑作共同法人の設立は、次の要因のもとで進んだとみられる。

1) リーダー農家の“地域との連携”を前提とした意思決定

畑作共同法人の設立は、リーダー農家の“地域との連携”を前提とした意思決定のもとで進んでいる。個別の経済性から言えば、共同法人化のメリットは必ずしも明確ではない。場合によっては、共同法人化のもとで所得低下が予想される場合もみられる。しかし、経営不振農家の離農を抑止し地域の営農条件を確保することが、結局は自身の営農持続につながるのと考えるのもとで、共同法人化が選択されている。

2) JA や役場の誘導と支援

JA や役場が重要性を理解し、両者が連携して誘導と支援を行えたことも、共同法人設立の進展に不可欠であった。迅速な行動は、JA や役場の担当者における、共同法人設立支援への強い意識と、周囲の理解のもとで可能となっている。支援施策の策定においては「(役場やJAで)誰もが当たり前と感じ、大きな違和感もたれなかった」との状況ができていた。

3) リーダー農家とJA・役場の連動

リーダー農家とJA や役場間で、畑作共同法人設立に向けた動きを連動させ得たことは、複数の畑作共同法人

設立につながっていた。最も早いa共同の設立に伴い、JA や役場では支援体制を整えた。さらに、リーダー農家への働きかけを行うことにより、新たにb共同の設立を促した。a共同やb共同の経済的成功や、JA や役場の働きかけにより、その後、c共同の設立が進んでいる。

考 察

本課題の検討は、地域営農の主体的革新を導く上で、農家及び関係機関による、地域営農に関する共同学習の重要性を示唆する。第一に、農家が、自己の利益に限定した行動はもはや自身の営農の持続性を保障せず、近隣農家と共同関係を結び営農条件を自ら創出する必要性を認識する契機となる。第二に、自治体やJAなどが、政策の後退のもとで営農条件を地域の中で整える必要性や、農家行動の誘導や支援を行っていく必要性を認識する契機となる。第三に、第一、第二の点の前提として、危機意識や考え方を共有できる農家や関係機関職員を相互に見だし、連動した動きを生み出す共通基盤を形成する契機となる。

A町では、農家やJAの経済的不振に対し、農業振興プロジェクトや農家のJA運営への直接的参画が、共同学習の場として機能していた。特に、農業振興プロジェクトでは、自らを含め、誰が、何をすべきかという戦略立案が農家を中心にとりまとめられたことは興味深い。また、畑作共同法人を推進した農家リーダーは共同学習への参画者であり、それを誘導・支援した関係機関職員も共同学習に深く関わっていた。ここでの共同学習は、リーダー農家の大胆な意思決定と関係機関の協調・支援が連動してなされるための、共通の母体を形成する手段であったといえる。

農業の国際化が進展するなかで、今後、地域独自の課題解決の局面は増加しよう。これに対し、施策への依存

に代わり、農家行動を核とした地域営農の主体的変革を導くには、共同学習による営農条件創出の重要性に対する認識の共有からスタートすることが肝要であろう。

引用文献

- 1) 大野晃.“条件不利地域農業の現状と地域再生への主体形成”中央大学商学論纂. 42(6), p. 1-39 (2001).
- 2) 岡田直樹.“共同経営創出による地域営農再編の条件”北海道地域農業研究所, p.151-174 (2005)
- 3) 宮入隆.“北海道における農業生産法人と農協, 中山間地域における拠点型法人化の意義”.北海道地域農業研究所, 2007, p.121-146 (2007)

Farmers' Active Reformation of Regional Farming and Joint-learning — A Case of Continuous Establishment of Join Farms in Town A in Upland Farming Area of Eastern Hokkaido —

Naoki OKADA

Hokkaido Central Agricultural Experiment Station
(Present; Hokkaido Konsen Agricultural Experiment
Station, Nakashibetu, Hokkaido, 086-1135 Japan)

E-mail:okadana @agri.pref.hokkaido.jp